

国際税務ニュースレター

2008年2月号

今回のテーマ：2008年度税制改正大綱 恒久的施設の範囲

2007年12月に与党税制協議会は2008年度税制改正大綱を了承しました。この改正により、代理人PEに関する取り扱いの一部（独立代理人）が、国内法とOECDモデル租税条約とで統一されました。

1 改正前の国内法におけるPEの範囲

国内法では、恒久的施設（PE）を以下のように区分しています。（法法141条）

- (1) 支店、出張所その他の事業所若しくは事務所、工場その他事業を行う一定の場所。
- (2) 建設作業所等

建設、据付け、組立てその他の作業又はその作業の指揮監督の役務提供を1年を超えて行う場所。

- (3) 代理人等（法令186条）

常習代理人

外国法人のためにその事業に関し契約を締結する権限を有し、かつ、これを常習的に行使する者

在庫保有代理人

外国法人のために、顧客の通常の実務に代る程度の数量の資産を保管し、かつ、その資産を顧客の要求に応じて引き渡す者

注文取得代理人

一の外国法人のために、常習的に、その事業に関し契約を締結するための注文の取得、協議その他の行為のうち重要な部分をする者

2 2008年度税制改正の内容

非居住者又は外国法人に対する課税について、その課税標準を区分する恒久的施設とされる代理人等の範囲(上記1(3))から独立の地位を有する代理人等を除くこととされました。

なお、この改正は、平成20年4月1日以後の恒久的施設とされる代理人等の判定について適用されます。

3 OECDモデル租税条約における代理人PEの範囲

- (1) PEとされる代理人

従属代理人（5条5項）

ある企業の名において契約を締結する権限を有し、かつ、この権限を反復継続しているような場合における、その企業に代わって行動する者（下記(2)の独立代理人に該当するものを除く）

(2) PE とされない代理人等

独立代理人（5条6項）

通常の方法でその業務を行う仲立人、問屋その他の独立の地位を有する者

子会社（5条7項）

相手国の法人もしくは相手国で事業を行う法人を支配し、またはこれらに支配されている関係のある者

お見逃しなく！

OECD モデル条約で PE とされていない「注文取得代理人」「在庫保有代理人」は、以下の各国との租税条約においては PE とみなされます。

- 在庫保有代理人・・・英、インドネシア、インド、オランダ、ニュージーランド、フィリピン、ブラジル、ヴェトナム、タイ、デンマーク、トルコ、スリ・ランカ等
- 注文取得代理人・・・中国、インド、タイ、ニュージーランド、フィリピン等

お問い合わせ先：税理士法人わかば

TEL：042-729-6440 FAX：042-729-6991

Mail：info@wakaba-tax.com

情報提供：太陽ASGグループ（グラント・ソントン 加盟事務所）